ドイツにおける児童・青少年メディア保護 - 青少年保護法改正のための第二法律 -

畔上 泰治

はじめに

新型コロナウィルスの拡大に伴いドイツにおいても人々の在宅時間が増え、大人だけでなく児童・青少年もまたコンピュータやスマートフォンを通して他者と接触する時間を増加させている。ドイツでは 2019 年においては 12 歳から 19 歳までの児童・青少年は 1 日 205 分オンラインを利用し、2020 年では、その時間は 258 分に増えていた。また、インターネット利用において、10 歳から 18 歳の児童・青少年の 40%以上が不快な経験をし、80 万人の児童が感情を傷つけられ、いじめを経験している。恐怖を感じた経験を持つ者(100 万人超)や性的目的で成人からコンタクトを受けた児童も多く(25 万人)、70%の女性がソーシャルメディア利用において何らかのデジタル暴力に遭遇している。¹ 他者との接触技術の進展と児童・青少年をめぐるメディア環境の変化を前に、ドイツでは 2021 年青少年保護法が改正された。以下においては戦後(西)ドイツにおける児童・青少年を対象とした、有害メディアから彼らを守ることを目的とした法的枠組みを概観し、その後で 2021 年に改正された青少年保護法の目的とその変更点をまとめておく。²

1 児童・青少年メディア保護に関する戦後ドイツの取り組み

児童及び青少年の発達を保護し、有害メディアから守る重要な課題には、彼らの成長に好ましくない影響を与える環境を改善するという任務がある。ドイツ基本法(第 20 条)も、ドイツが社会的福祉国家であることを定めている。1953 年ドイツ連邦議会は「青少年有害文書の流布に関する法律」(Gesetz über die Verbreitung jugendgefährdender Schriften: GjS)を可決した。青少年育成支援を目的としたこの法律は、青少年メディア保護遂行のための国の官庁として「連邦青少年有害文書審査機関」(Bundesprüfstelle für jugendgefährdende Schriften: BPjS)に関する規定を設けていた。当初 BPjS は連邦内務省下に置かれたが、後に「連邦青少年・家族・女性・健康省」下の機関となった。国の上級官庁として BPjS には裁判所に準じた権能が与えられ、BPjS は他の機関から独立して、図書やマンガを中心に児童・青少年に対する、厳密にいえば、未成年者に対するメディアの有害性審査を担うことになった。BPjS により有害性が認められると判断されたメディアはリストに登録され、当該メディアはドイツ全州において取り扱いが制限された。外交や防衛を除き、多くの案件に関して各州が独立して対処する権限を持つ制度のドイツが、BPjS の決定の効力をドイツ全土に及ぶものとしたことは、ドイツが青少年の

育成を国全体に関わる重要な問題として捉えていることを示している。

「青少年有害文書の流布に関する法律」はその後変更が加えられた。1961 年 3 月の改正では第 15a 条が新たに設けられ、刑法や BPjS が示したそれまでの審査結果の判断を考慮に入れると児童・青少年にとって「明らかに」有害なメディアに該当すると判断されるメディアに対しては、BPjS は 12 名の委員で審査される通常の審査に代わり、3 名の委員により迅速に決定を行うことが可能となった。 3 また 1978 年には、BPjS に対して有害性審査を申請することができる機関の範囲が、各州の最上級青少年官庁に加えて、すべての州・地域の青少年福祉事務所へと拡大された。それに伴い、審査の申請権を有する機関の数は 11 から約 500 に増加し、さらに東西ドイツ統一後にはその数は約 800 になった。

その後 1985 年には「公共の場における青少年保護のための法律」(Gesetz zum Schutze der Jugend in der Öffentlichkeit: JÖSchG)⁴、「情報・通信サービス法」(Informations- und Kommunikationsdienste-Gesetz(IuKDG)の発効により「青少年有害文書の流布に関する法律」は「青少年有害文書及びメディアコンテンツ流布に関する法律」(Gesetz über die Verbreitung jugendgefährdender Schriften und Medieninhalte)と変更された。

2 「青少年保護法」の成立

こうした幾多の変遷を経て、2002年7月23日「公共の場における青少年保護のための法律」と「青少年有害文書及びメディアコンテンツに関する法律」が統合され、「青少年保護法」(Jugendschutzgesetz: JuSchG)が成立し、翌年2003年4月1日に施行された。⁵この法律により、「連邦青少年有害文書審査機関」(BPjS)は「連邦青少年有害メディア審査機関」(Bundesprüfstelle für jugendgefährdende Medien: BPjM、以下「連邦審査機関」と略記)に改称され、またBPjMに対して審査を申し入れる手段として、従来の「申請」(Antrag)権限を有する機関に加えて、審査を「提起」(Anregung)することができる機関が設けられた。⁶

この青少年保護法は、同じく2003年4月1日に施行されたテレメディアに関する諸規定を定めた「人間の尊厳の保護及び放送とテレメディアにおける青少年保護に関する州協定」(Staatsvertrag über den Schutz der Menschenwürde und den Jugendschutz in Rundfunk und Telemedien (Jugendmedienschutz-Staatsvertrag: JMStV。以下、「青少年メディア保護全州間協定」と略記)⁷とともに、その後の児童・青少年メディア保護の中核をなす法律となった。

3 児童・青少年有害メディア審査

あるメディアが未成年者に対する有害性を有するか否かの判断は、連邦審査機関が審査する。⁸上記の通り、その審査の要請に関しては、審査の「申請」と「提起」の二つのルートがある。

連邦審査機関に対しては、すべての「申請」に対して審査を開始することが義務付けられているが、「提起」に対しては、その内容に応じた対応が可能である。審査の結果、未成年者に対する有害性があると認められたメディアはリストに掲載され(Indizierung)、官報で公示される。それを受け、当該メディアは「取り扱い制限」下に置かれる。Indizierung は、未成年者に対する有害メディアと判断されたメディアをリストに登録することであり、その結果、当該メディアの流布、販売、譲渡、宣伝等は制限され、事実上一般の市場から姿を消すことになる。しかし、これらのメディアに関しては、認定を受けた特定の店舗において成人を対象に取り扱うことは認められている。このようにIndizierung は 一 刑法の規定に抵触するコンテンツを含むメディアなど、未成年者にとって「著しい」危険性を有するメディアを除き 一 当該メディア取り扱いの全面的な禁止を意味する措置ではない。

連邦審査機関にとって、未成年者に対する有害性有無の判断基準・根拠となるのは、例えば、当該メディアが(改正後の)青少年保護法第 18 条第 1 項に規定された「児童又は青少年の発達、若しくは自己の責任を認識した、また社会生活能力を備えた人間へとつながる教育を危険にするメディア」に該当するか否かである。そこに該当するメディアとは、不道徳なメディア、粗暴化作用を有するメディア、暴力行為・犯罪・人種的憎悪を唆すメディア、殺人や殺戮が自己目的的に詳細に描かれているメディア、私的制裁こそ自分が考える正義を貫く正当な手段であると描かれているメディアである。これらは法律の中で明文化されている項目であるが、連邦審査機関はこれらに限らず、児童・青少年の発達を危うくするとして審査が要請されたメディアに対してはその有害性を判断し、審査の上でリストに登録することができる。これらに加えて、連邦審査機関は裁判所が判決の中で刑法第 130 条、第 130 条、第 131 条、第 184 条、第 184a 条、第 184b 条、第 184c 条の構成要件を満たしていると判断したメディアもリストに登録する。

メディアの有害性に関する審査においてつねに争点となるのは、基本法で保障された芸術・学術・表現の自由と児童・青少年保護を目的とした諸権利の制限との価値衡量である。この問題に関しては - とりわけ有害性を認める決定においては - 連邦審査機関は決定書の中で、基本法に基づき、他の権利の保障と同様に、国には青少年の保護・育成が求められていることに触れ、審査対象メディアに即して両者の価値衡量の結果を詳述している。また、連邦審査機関における審査においては、基本法で保障された検閲の禁止が争点となることも多い。検閲の禁止に関しては、連邦憲法裁判所は判決の中で、一方においてはまず、検閲とは知的作品の制作又は普及に対してなされる制限的措置を指すが、基本法(第5条)が禁止する検閲とは、特に官庁による予備審査と許可を受けたコンテンツのみの公開を認める「事前検閲」制度を意味しているとの判断を示した。また他方においては、連邦審査機関が実施する未成年者有害メディア審査、リストへの登録、またそれに基づく取り扱い制限措置は、そのメディアがすでに市場に出回っている場合にのみ実施することが認められる措置であり、またその効果は、当該メディアに対する取り扱いの全面的な禁止ではなく、未成年者に対する販売、提示、流布、配布の禁止、及び公の場における広告の禁止であるため、連邦審査機関の活動は基本法が禁

止する検閲には該当しない、と判断している。

4 青少年保護法改正のための第二法律

2003 年に施行された「青少年保護法」は 2008 年の第一次改正法を経て ⁹、2021 年 4 月 9 日 「青少年保護法改正のための第二法律」(第二次改正法)により大幅な変更がなされた。¹⁰ この法律により、児童・青少年メディア環境の改善に向けた諸任務を統括する「連邦児童・青少年メディア保護本部」(Bundeszentrale für Kinder- und Jugendmedienschutz: BzKL、以下「連邦本部」と略記)が設置され、従来の「連邦青少年有害メディア審査機関」はその下で「青少年有害メディア審査機関」(以下、「審査機関」と略記)として未成年者に対する有害メディア審査を担うことになった。今回の改正は、「青少年保護法」を、児童・青少年を取り巻く今日のメディア環境に対応させることを主眼としている。即ち、コンピュータやスマートフォンを介して利用するメディアへの児童・青少年の参加時間の増加という現状を考慮した改正である。¹¹ また、この第二次改正は、第 19 次国会に向けての連立与党間の合意、メディア法規の集約整理に関する連邦・州委員会の最終報告(Abschlussbericht der Bund-Länder-Kommission zur Medienkonvergenz、2016 年 6 月)、青少年・家族大臣会議の決議(2018 年 5 月)、ドイツ連邦議会児童委員会の勧告「児童福祉とデジタル化社会:チャンスをつかむ一リスクを払いのける」(2019 年 6 月)の流れを受けて行われている。¹² この改正の目的と特徴は以下のようにまとめることができる。¹³

<保護の強化>

これまでは個々のメディアコンテンツ内容そのものが児童・青少年に与えるリスクに 焦点が置かれて、諸対策が講じられてきたが、今回の改正ではインタラクションリスク (Interaktionsrisiken) の事前回避の強化が目指された。即ち、利用者が特定の操作を行ったと きに、それに応じてシステム・機器が応答する相互対応型のインターネットサービスが増加 する中で、今回の改正では、児童・青少年が安心して利用できるための適切かつ効果的な事 前配慮措置をプロバイダーに義務付けている。(第 24a 条) また、規定では保護の対象として "Schutz der persönlichen Integrität" を明記している。(第 10a 条 3 号) "persönliche Integrität" は多 くの分野で用いられる用語であるが、それは他者との社会的な関りにおいて、自分に対してと 同様に、他者に対してもその出身地や社会的地位、性、職業などに関わらず、敬意と尊厳をもっ て接する態度を意味する用語である。14 この法律における Schutz der persönlichen Integrität は「人 格権侵害からの自由」(Freiheit von Persönlichkeitsrechtsverletzungen) という意味で用いられて おり⁵、それは具体的にはインターネット利用における誹謗・中傷、犯罪への誘惑等に対する 保護だけではなく、広く依存症や不適切な課金等からの保護等も含んでいる。この保護を実 現するために、第二次改正法は、利用者として児童・青少年が関わるインターネットサービス プロバイダーに対し、システム上での適切かつ効果的な事前配慮措置(Vorsorgemaßnahmen) を講じておくことを義務付けている。例えば、

- 犯罪被害に関する予防措置:いじめ、性的な関心等での呼び掛け(サイバーグルーミング)、 ヘイトスピーチ、悪意のある表現、追跡、巧妙に隠された課金システム等のリスクに対する 配慮設定。即ち、児童・青少年がゲームやソーシャルネットワーク利用時に第三者から個人 が特定されない、接触されないための安全設定、またルートボックスなどギャンブル的性格 を有する、又は課金を伴うゲームでは利用者の明確な認識と同意を得て初めて利用が可能と なる初期設定。
- 支援・苦情通報システムの確保: 児童・青少年が脅迫や嫌がらせを感じたときに、彼らが複雑な手続きを通すことなく簡単にアクセスすることができる、わかりやすい支援・苦情通報システムを予め設けておくこと。
- ・メディア利用サポートと利用制限に関する親権者の権限の拡充:養育する児童・青少年が年齢に相応しい方法でサービスを利用するよう、親権者が憲法で認められた養育責任の枠内で、簡単な手段によって、彼らが行う見知らぬ者とのチャットの閉鎖や利用時間・料金の制限等の設定を行うことができるシステム上の設計。

このように、今回の改正は、ソーシャルネットワーク、メッセンジャーサービスなど、児童・青少年が利用する広範なインターネットサービスに対する保護措置を含んでいるが、他方においてビジネス上のネットワークや科学フォーラムなど、専ら成人のみが定期的に利用するサービスはその対象ではない。また、こうした保護規定は国内利用者が100万人を超える大規模な、営利を目的とするサービスプロバイダーに適用される。従って、例えば非営利目的のプライベートブログ、公益性を持つ情報提供、無料の知識提供、利用に際して利用者自らがソフトウェアをインストールするスタートアップ型のゲーム等には適用されない。(第24a条)

<メディアの位置づけ情報の強化>

今回の改正により、信頼できる統一的な年齢標識がオンラインでのメディアコンテンツに対しても、従来以上に確実に確保されることになる。今後すべてのメディアや販売ルートに適用される年齢標識には、児童・青少年を取り巻く現代のメディア環境に合わせた適切性が考慮される。また、映画等をオンラインで提供する場合においても年齢標識を付すことが求められる。

さらに上記の通り、年齢標識付けにおいても、今後はメディアの内容や表現方法そのものが 利用者に与える影響が考慮されるだけではなく、インタラクションリスクも含めて判断され、 その結果が当該メディア利用可能対象年齢として、説明書やシンボルマークによって表示され る。こうして当該メディアを利用しようとする児童・青少年とその親権者に向けて、信頼性と 安全の確保が目指されている。

<保護目標達成に向けての実効性の強化>

児童・青少年メディア保護を達成するために、今回の改正により国の官庁組織も再編された。即ち、既存の「連邦青少年有害メディア審査機関」は新たな「連邦児童・青少年メディア保護本部」(Bundeszentrale für Kinder- und Jugendmedienschutz: BzKJ)の下で審査任務を担

うことになった。即ち、これまでの「連邦青少年有害メディア審査機関」は、全5課から成る連邦本部のひとつの課として ¹⁶、「青少年有害メディア審査機関」の名称の下に、引き続き有害メディア審査を通したリスト登録・抹消決定を担当する。(第17条第1項、第17a条第1項)その上位の連邦本部は、児童の権利、メディア教育、福祉及び児童・青少年医療に取り組む人々も含む広範なネットワーク構築に向け、その中心的な役割を担う国家機関として設置された。この目的のために、連邦本部には新たな人員配置が予定された。2021年には37のポジション追加が計画されている。また今回の組織改編の中で特に注目すべき点として挙げることができるのは、連邦本部に設置される諮問委員会の委員構成である。即ち、官庁としては初めて、諮問委員会委員として児童・青少年自身の代表枠が設けられている。具体的には、17歳以下の者が委員として諮問委員会に参加することになる。(第17b条)これにより児童・青少年メディア保護の中核を担う国の官庁に保護対象者自身の声を反映させ、効果的な施策の実現が目指されることになる。¹⁷

今回の青少年保護法改正により、デジタル化時代の児童・青少年メディア保護に関する連邦政府と州政府の役割も整理され、保護の強化が目指された。即ち、連邦政府は、連邦本部による児童・青少年メディア保護に向けた事前配慮措置フレームワークの提供と検証、有害性に関する審査任務等により、また各州はコンテンツに対する個別監督というフォローアップケアを通して、それぞれが児童・青少年メディア保護の強化を目指すことが明確化された。

さらに、今回の改正法は実効性のある児童・青少年メディア保護の実現に向けて、国境を越えたサービスプロバイダーに対する監督権を明確化している。例えば、第24d条は大規模な国際的なプラットフォーム事業者に対してもドイツ国内における安全対策の確実な履行を求めている。即ち、本拠をドイツ国外に置くサービスプロバイダーに対してはドイツにおける受領代理人(Empfangsbevollmächtigter)の指名を義務付ける。法規に対する違反が見つかった場合には、連邦本部はまず当該サービスプロバイダーと「対話手続き」を開始する。しかし、それでも問題が解決しない場合には、連邦本部は当該サービスプロバイダーに対して対応すべき措置を命じることができるだけでなく、最終的にその命令が遵守されない場合には、最高500万ユーロの過料処分を科すことができる。こうした措置に関しては、連邦本部は国外に本拠を置くサービスプロバイダーの場合には、国内におけるその受領代理人に対して文書の通知や送達を行うことをもって手続きを開始することができる。これにより国外に本拠を置くサービスプロバイダーに対する児童・青少年メディア保護に向けた義務の履行が強化された。(第28条第5項)

5 「青少年保護法改正のための第二法律」の概要 【資料】

第二次改正法は、第1条「青少年保護法の改正」(全25項目)、第2条「発効」から成り、 第1条において従来の条文の語句の置き換え、削除、項・号の廃棄、項番号の移動、新たな条・ 項・号の付加等が行われている。以下は、第二次改正法の概要である。¹⁸

第1条 青少年保護法の改正

- 1 第1条:変更
 - ·【1a)】第1a項:新設
 - 「(1a) この法律におけるメディアとはキャリアメディアとテレメディアである。|
 - ·【1b)】第6項:新設
 - 「(6) この法律におけるサービスプロバイダーとは、2007 年 2 月 26 日のテレメディア法 (BGBI I 179 頁) に基づくサービスプロバイダーであり、適用する条文は当該時点で効力を持つ条文である。
- 2 第3条第2項:変更
 - ·【2a)】第1文:語句の削除(「映画 及び」)
 - ·【2b)】第3文:語句の削除(コンマ、「映画-」)
- 3 第 10a 条及び第 10b 条による第 1 節見出しの置換

「第10条 公共の場における喫煙、タバコ製品」の後に、見出し「第3章 メディア領域における青少年保護」を付け、第10a条、第10b条を置く。

- ・「第 10a 条 児童・青少年メディア保護の保護目標 メディア領域における保護に属するのは、
- 1. 児童又は青少年の発達、若しくは自己の責任を認識した、また社会生活能力を備えた 人間へとつながる教育を侵害するメディアからの保護、(発達を侵害するメディアからの保護:Schutz vor entwicklungsbeeinträchtigenden Medien)
- 2. 児童又は青少年の発達、若しくは自己の責任を認識した、また社会生活能力を備えた 人間へとつながる教育を危険にさらすメディアからの保護(青少年を危険にさらすメ ディアからの保護: Schutz vor jugendgefährdenden Medien)
- 3. メディア利用における児童及び青少年の人格権侵害からの保護 (Schutz der persönlichen Integrität)
- 4. 児童、青少年、親権者ならびに教育専門家に向けたメディア利用とメディア教育のためのオリエンテーション支援(Förderung von Orientierung)。社会保障法第8編の規定は影響を受けない。」

「第 10b 条 発達を侵害するメディア

- (1) 第10a条の「発達を侵害するメディア」とは特に、過度に恐怖を与え、暴力を推奨するメディア、又は社会倫理的な価値観を侵害するメディアである。
- (2) 発達侵害に関する評価においては、利用時間の長さが当該メディアの構成要素となっていて、またそれが第14条第2a項に定める標識とは異なる総合判断を正当化する

場合には、メディアコンテンツ作用外に位置づけられるこうしたメディア利用状況も 考慮に入れることができる。

- (3) 特に、具体的な危険性予想に基づけば、当該メディア利用に際し発生する児童及び青少年の人格権に対する侵害は重大であるリスクに関しては、第24a条第1及び第2項に定められた事前措置を適切に考慮しなければならない。これらのリスクとは、特にコミュニケーション機能、接触機能又は購入機能によるリスク、ギャンブル的性格を有するリスク、過剰な利用を推奨する機能を有するリスク、利用データを第三者に対して同意なしで開示するリスク、ならびに特に他のメディアを参照するような広告により年齢的に不適切な者に対して購買意欲を刺激するリスクである。|
- 4 第11条第2項:語句の挿入(「親権を有する」の後に「又は養育を託された」を挿入)
- 5 第12条:変更
 - ·【5a)】 第1項: 語句の置換(「の目的で録画されたビデオカセット等 | を「の目的で | に)
 - ·【5b)】第2項第4文:語句の削除(コンマ、「映画-」)
 - ·【5c)】第5項第1文:語句の置換(「映画 | を「映画 | に)
- 6 第14条:変更
 - ·【6a) 】見出しの改訂

「第14条 映画及びゲームプログラムの年齢標識」

- ·【6b)】第1項:条文の改訂
 - 「(1) 映画及びゲームプログラムは、それが当該年齢層の児童及び青少年の発達を侵害する場合には、当該の児童及び青少年に公開を許可してはならない。」
- ·【6c)】第2項:語句の削除(「及び映画-|)
- ·【6d)】第 2a 項:新設
 - 「(2a) 第6項の手続きにおいては、州最高当局又は自主規制機関は、当該の映画及びゲームプログラムに対して、第2項に定められた年齢区分判断に加えて、標識及びその他の手段をもって、当該メディアの公開可能年齢及び人格権に対する潜在的な侵害に関する本質的な理由を示さなければならない。州最高官庁はその標識及びその他のデザインと貼付の詳細事項に関する命令を行うことができる。」
- ·【6e)】第3項:語句の置換(「キャリアメディア」を「映画又はゲームプログラム」に)
- ·【6f)】第4項:条文の改訂
 - 「(4) ある映画又はゲームプログラムの内容が第18条に定める有害メディアリストに登録されているメディアと完全に、又は本質的に同一である場合には、標識付けはできない。コンテンツの同一性に関しては青少年有害メディア審査機関が判断する。リストへの登録要件が満たされている場合は、第1文が適用される。疑念が残る場合は、第6項の手続きにより州最高官庁又は自主規制機関が、青少年有害メディア審査機関に判断を仰ぐ。」

- ·【6g)】第4a項:新設
 - 「(4a) 第4項は第11条第1項の公開可能年齢決定には適用されない。」
- ·【6h)】第5項:条文の改訂
 - 「(5) 公開でのイベントで映画を上映する場合には、第6項に基づく手続きによる州 最高官庁との別段の合意がないときは、同一内容の映画の年齢標識が適用される。 公開映画イベント用の映画の年齢標識は、同一内容の映像キャリア、ディスプレイ型 ゲーム機、テレメディアに転用することができる。それぞれ第4項が適用される。」
- ·【6i) aa)】第6項第1文:語句の削除 (「映画 及び」)
- ・【6i) bb)】条文の付加

「青少年メディア保護全州間協定の規定に基づき承認された自主規制機関は、第1、 第2文に基づき州最高官庁と合意を結ぶことができる。」

- ·【6i)】第6a項:新設
 - 「(6a) 第6項に基づく共同手続きでは、州最高官庁の審査と相容れないものでない限り、青少年メディア保護全州間協定に基づき諸州青少年メディア保護中央監督機関が承認した年齢評価、又は公法上の放送事業所が行った年齢評価が、第6項第2文に定められた公開許可となるよう予め考慮しなければならない。第3、第4項は影響を受けない。」
- ·【6k)】第7項:変更
- ・【6k) aa) 】 第1文:語句の削除(「映画」の後のコンマ、「映画 -」)
- ·【6k) bb) 】第3文:語句の置換(「映画-|を「映画|に)
- ・【61) 】 第8項:語句の置換(「映画 | を「映画 | に)
- ·【6m)】第9項、第10項:条文の新設
 - ・「(9) 第1項から第6項及び第8項は、テレメディアでの配信を目的とし、かつ年齢標識付けが可能な映画及びゲームプログラムの年齢標識付けに対してもそれぞれ適用される。
 - (10) 州最高官庁は、第14a条第1項に基づき年齢標識のデザインと貼付に関する詳細について自主規制機関と合意を結ぶことができる。

7 第 14a 条:新設

「第 14a 条 映画・ゲームのプラットフォームにおける年齢標識

- (1) 映画及びゲームのプラットフォームとは、映画又はゲームプログラムを全体としてひと つの作品に構成して提供し、利益を上げることを目的として、ユーザーが選択した時間にアクセス利用ができるようにそれらを独自のコンテンツとして準備するサービスプロバイダーである。第1文に基づく映画及びゲームのプラットフォームは、第14条第2項の年齢層に沿う、明確に認識できる年齢標識が付されている場合にのみ、映画又は ゲームプログラムを準備しておくことができる。その標識は、
 - 1. 第14条第6項の手続きによって、又は
 - 2. 青少年メディア保護全州間協定第19条に基づき承認された自主規制機関、又は青

少年メディア保護全州間協定第7条に基づき自主規制機関により証明を受けた青少年保護受託者によって、又は、

3. 第1号又は第2号による標識付けがない場合には、州最高官庁による承認を受け第 14条第6項に基づく合意の枠内で活動する自主規制機関の自動評価システムによっ て

なされたものであること。第10b条及び第14条第2a項がそれぞれ適用される。

- (2) 映画又はゲームプラットフォーム利用者がドイツ国内において 100 万人未満であることが証明できる場合には、サービスプロバイダーは第1項第2文の義務を免れる。また、成人だけがアクセスできるように確保されている映画及びゲームプログラムに対してもその義務は発生しない。
- (3) この規定は、本拠を置く国がドイツではないサービスプロバイダーにも適用される。テレメディア法第2a条及び第3条は影響を受けない。」

8 第15条: 変更

- ・【8a) 】 語句の置換 (見出し「キャリアメディア」を「メディア」に)
- ・【8b)】語句の置換、挿入(第1項第1号の前の「キャリアメディア」を「メディア」に置換、 dürfen の後に「キャリアメディアとして」を挿入)
- ·【8c)】第1a項:新設
 - 「(1a) 第24条第3項第1文により青少年有害メディアリストに登録されることが公示されたメディアをテレメディアとして児童又は青少年がアクセスできる場所、又は彼らが中をのぞき見ることができる場所で供覧してはならない。
- ·【8d)】第3項:語句の置換(「キャリアメディア」を「メディア」に)
- ・【8e)】第5項:語句の挿入、置換(「宣伝」を「キャリアメディアに対する宣伝」に、「キャリアメディア又は同一内容のテレメディアの」を「メディア又は同一内容のメディアの」に)

9 第2節:見出しの廃棄

10 第16条:条文の改訂

「第16条 州法

テレメディアにおいては、州はこの法律を超えて青少年保護のための規則を設けることができる。テレメディアのコンテンツに関する特別な要請は青少年メディア保護全州間協定に基づくものとする。」

11 第4章:見出しの変更

「第4章 連邦児童・青少年メディア保護本部」

12 第 17 条: 下記の第 17 条から第 17b 条と置換

- ・「第17条 所轄の連邦官庁及び管理
- (1) この法律に基づき国固有の行政業務として執り行われる任務遂行の所轄は、独立した官庁としての連邦青少年有害メディア審査機関である。その名称は「連邦児童・青少年メディア保護本部」(連邦本部)とし、連邦家族・高齢者・女性・青少年省の下に置かれる。
- (2) 連邦本部は本部長が率いる。(官庁の管理)

・第 17a 条 任務

- (1) 第18条に基づき、連邦本部の下に青少年有害メディアリストへの登録、及びリストからの削除を決定する青少年有害メディア審査機関を置く。
- (2) 連邦本部は、適切な措置を通して児童・青少年メディア保護のさらなる発展を支援する。これに含まれるのは、特に
 - 1. 第10a条の保護目標の達成に向けての全体的な戦略調整のために州、企業及び市 民社会が共同しその責務を担うことの促進
 - 2. メディアに起因する児童及び青少年の社会倫理認識の混乱に対する、審査機関が下した判決から得られたすべての認識の活用と展開。とりわけ一般の人々の議論 促進を通した、児童及び青少年、親権者、専門家に向けたオリエンテーションの 支援
 - 3. 審査機関の判断に関する児童・青少年メディア保護関連諸機関との定期的な情報 交換
- (3) 連邦本部は、第24a条に基づいてサービスプロバイダーが講じる事前配慮措置を検証する。
- (4) 第2項の任務を果たすために、連邦本部は地域を超えた重要性のある措置を支援し、 又は自ら実行することができる。

第17b条 諮問委員会

連邦本部には第17a条第2項第1文に基づく任務を果たす際に助言を行う諮問委員会を置く。諮問委員会は12名以内で構成され、独自に児童及び青少年の権利と保護の実現に取り組む。児童及び青少年の利益代表に3席が与えられる。これらのうち2席は、全国で活動する児童及び青少年の利益代表者によって提案された、任命時に17歳以下の者によって占められる。諮問委員会構成員の任用期間は1期3年とし、任用は連邦本部が行う。詳細は職務規定で定める。」

13 第 18 条: 変更

·【13a)】第1項第1文:改訂

「児童又は青少年の発達、若しくは自己の責任を認識した、また社会生活能力を備えた人間へとつながる教育を危うくするメディアは、青少年有害メディア審査機関の決定後、連邦本部によりリスト(青少年有害メディアリスト)に登録されなければならない。」

- ·【13b)】第2項:廃棄
- ·【13c)】第5項:文の追加

「第21条第5項第2号は影響を受けない。」

·【13d)】第5a項:新設

「(5a) 青少年有害メディア審査機関は、第5項第1号に基づき行われたリストへの登 録を発生させる決定が破棄されたことを知った時には、当該メディアには引き続きリ ストに登録されるための必要条件が存在しているかどうかを職権により遅滞なく審 香しなければならない。

一

·【13e)】第6項:改訂

「青少年有害メディア審査機関は決定において、当該メディアが刑法第86条、第130 条、第130a条、第131条、第184条、第184a条、第184b条、又は第184c条に該 当する内容を有するか否かを評価する。それを有すると判断した場合には、審査機 関はそれを正当化する決定を管轄の刑事訴追当局に送達しなければならない。」

- ·【13f) aa)】第8項第1文:語句の削除、挿入(コンマ、「映画 | を削除、「5 | の後に コンマと「第14条第9項に関してもまた」を挿入)
- ・【13f) bb) 】 第8項第3文:語句の挿入(hält の後に「又は諸州青少年メディア保護中 央監督機関の決定がない | を挿入)

14 第19条:変更

- ・【14a) 】見出し「青少年有害メディア審査機関」を新設
- ·【14b)】第1項:改訂

「青少年有害メディア審査機関は以下により構成される。

- 1. 議長
- 2. 各州政府が1名ずつ任命する陪席員
- 3. 連邦家族・高齢者・女性・青少年省が任命するその他の陪席員 議長は連邦家族・高齢者・女性・青少年省が任命する。この目的のために、当該 官庁管理者は裁判官の職に就く資格を有して連邦本部に雇用されている者を提案 する。当該官庁管理者は、議長職務を自身でも執行することができる。議長及び 陪席員には、それぞれ少なくとも1名の代理人を任命しなければならない。各州 政府は第1文2に基づく任命権を州最高官庁に委ねることができる。」
- ·【14c)】第4項:語句の置換、挿入(「連邦審査機関」を「審査機関」に置換、「その決 定においては を挿入)
- ・【14d)】第5項第1文及び第2文、第6項第1文:語句の置換(それぞれ「連邦審査機関」 を「審査機関」に)

15 第21条:変更

- ・【15a) 】見出しに「青少年有害メディア審査機関の」を付加
- ・【15b)】第1項:語句の置換(「連邦審査機関」を「審査機関」に)

- ・【15c)】第2項:語句の挿入 (「青少年福祉事務所」の後に、コンマと「承認を受けた 自主規制機関、連邦政府、州又は州メディア機関によって資金援助を受けているイン ターネット苦情窓口|)
- ·【15d)】第4項:語句の置換(「連邦審査機関」を「審査機関」に)
- ·【15e】 第 4a 項:新設
 - 「(4a) 児童及び青少年に特に流布している、又は青少年保護の利害関係に特に影響 があると思われるメディアに関連する審査の申請及び提起を優先して扱うことがで きる。
- ・【15f)】第5項:語句の置換(「連邦審査機関」を「審査機関」に)
- ·【15g)】第6項:変更
- ・【15g) aa) 】第1文:語句の置換(「連邦審査機関」を「審査機関」に)
- ·【15g)bb)】第2文:改訂

「青少年有害メディア審査機関は決定において、諸州青少年メディア保護中央監督機 関の見解と審査申請を標準として考慮しなければならない。|

- ・【15g) cc) 】第3文:語句の置換(「連邦審査機関」を「審査機関」に)
- ・【15h)】 第 7 項: 語句の挿入 (コンマを入れ、その後に下記を挿入) 「青少年有害メディア審査機関が住所を知る限り、又は青少年有害メディア審査機関 が、期待できる努力の下で当該メディアに関して、一般にアクセス可能な情報源か らの情報により住所を突き止めることができる限り」
- ·【15i)】第8項:改訂
- ·【15i) aa)】第1文:変更
 - ·【15i) aa) aaa)】第2号:語句の置換(文末のコンマを「及び」に)
 - ·【15i) aa) bbb)】第3号:削除(文末のコンマ)
 - ·【15i) aa) ccc)】第4号:廃棄
 - ·【15i) bb)】文の付加

「連邦家族・高齢者・女性・青少年省、州最高青少年官庁、諸州青少年メディア保護 中央監督機関及び審査手続きの開始を提起している官庁又は機関、若しくは第4項 に基づき審査手続きを提起している所管団体に決定を送達しなければならない。」

・【15i)】第9項、第10項第1文:語句の置換(「連邦審査機関」を「審査機関」に)

16 第 22 条:変更

·【16a) 】 見出しの改訂

「第22条 定期的に公刊されるメディアに対する青少年有害メディアリストへの登録」

- ・【16b)】項表記「(1)」の削除と以下の変更
- ·【16 b) aa)】第1文:語句の置換(「キャリアメディア」を「メディア」に)
- ・【16 b) bb) 】 第 2 文:語句の挿入(「雑誌」の後に「ならびにそのデジタル版」を)
- ·【16c)】第2項:廃棄

17 第 23 条:変更

- ·【17a)】第1項:改訂
 - 「(1) 以下の場合には青少年有害メディア審査機関は簡易手続き審査により青少年有害メディアリストへの登録を決定することができる。
- 1. 明らかに当該メディアは児童又は青少年の発達、若しくは自己の責任を認識した、 及び社会生活能力を備えた人間を育成する教育を危険にさらすといえる場合、又は
- 2. テレメディアの場合には、申請により、又は諸州青少年メディア保護中央監督機関 の見解に基づき決定がなされている場合。

簡易手続きにおける決定は、青少年有害メディア審査機関の議長と青少年有害メディア審査機関の他の2名により行う。この2名のうち1名は、第19条第2項1号から4号に掲げられた領域グループに属する者でなければならない。簡易手続においては、決定は全員一致の場合にのみ行うことができる。全員一致に至ることができない場合には、青少年有害メディア審査機関は全員参加手続きによる決定を行う。(第19条第5項)

- ·【17b)】第3項、第4項:語句の置換(「連邦審査機関」を「審査機関」に)
- ・【17c)】 第 5 項第 1 文: 語句の置換(「キャリアメディア又はテレメディア」を「メディア」に)
- ・【17d)】第6項第1文:語句の置換(「連邦審査機関」を「審査機関」に)

18 第 24 条: 変更

- ·【18a)】第1項:変更
 - 「(1) 連邦本部は第17a条第1項に基づき青少年有害メディアリストの管理を担う。」
- ·【18b)】第2項第2文:語句の置換(「連邦審査機関 | を「審査機関 | に)
- ・【18c)】第2a項の新設
 - 「(2a) 青少年有害メディアリストは、公開のリストとして管理される。但し、公開での告示にすると児童・青少年の保護が損なわれるメディアの場合には、そのメディアはリストの中の非公開部門で管理される。そのようなメディアとは、特に公開リストの中で当該メディアの名前を挙げるには、それにより同時に児童及び青少年が直接そこにアクセスすることが可能となる方法でしか行うことができないメディアである。」
- ·【18d)】 第3項:改訂

「メディアがリストの公開部門に登録、又はそこから削除される場合には、その基に なる決定を指示した上で、連邦官報で公示しなければならない。」

- ·【18e)】第4項:廃棄
- ・【18f)】従来の第5項を新たに第4項とし、条文を改訂
 - 「(4) テレメディアで提供されているコンテンツとリストに登録されたメディアとの 調整を目的としてリストを利用することを可能にするために、あるいは提供されてい るコンテンツに対する児童及び青少年のアクセスが可能な限り危険性の低いものと

なるようにするために、また青少年有害コンテンツに対する助言作業を簡素化するために、連邦本部は、諸州青少年メディア保護中央監督機関、テレメディア領域において承認を受けた自主規制機関、及び連邦政府、州又は州メディア機関によって資金援助を受けているインターネット苦情窓口に対して適切な形でリストに関する報告を行うことができる。報告には第18条第6項に規定された評価に対する指摘を含む。」

·【18g)】第5項:新設

「(5) 2021 年 4 月 30 日が満了するまでに青少年有害メディアリストに登録されていたキャリアメディア及びテレメディアについては、第 18 条第 2 項及び第 24 条第 2 項はその日まで適用されていた条文で引き続き適用される。2021 年 4 月 30 日までに青少年有害メディアリストに登録されることが告示されていたキャリアメディアについては、リスト A 又はリスト B の区分を示した上で、この日以降管理される共同のリストに移行することができる。」

19 第 24a 条から第 24d 条の新設

- ·「第24a条事前配慮措置
- (1) 利益を上げる目的で利用者のために第三者情報を保存し、又は準備するサービスプロバイダーは、テレメディア法第7条第2項及び第10条に関わりなく、適切かつ効果的な事前配慮措置を行い、第10a条1から3に定められた保護目標を確保しなければならない。児童及び青少年を対象としたものではなく、また通常は児童及び青少年には利用されない、ならびにサービスプロバイダー自身が責任を負う報道・編集用に作成されたコンテンツに対しては、サービスプロバイダーには第1文の義務は生じない。
- (2) 事前配慮措置としては、特に
 - 1. 利用者に対して以下を伝える通報・救済手続きの提供
 - a) 青少年メディア保護全州間協定第4条が掲げる、信頼できないコンテンツに関して、
 - b) サービスプロバイダーが青少年メディア保護全州間協定第5条第3から第5項に定められた適切な措置により青少年メディア保護全州間協定第5条第1項に定められた義務を果たすことなく一般に対して提供しているコンテンツ、青少年メディア保護全州間協定第5条第1項及び第2項に規定された発達を阻害するコンテンツに関して。
 - 2. 特に低年齢の利用者が、利用者が作成した情報により自分の人格権が侵害されていることをサービスプロバイダーに伝えることができる、児童及び青少年に相応しい利用者ガイドを備えた通報・救済手続きの提供。
 - 3. 利用者が作成した視聴覚コンテンツに対する分類システムの提供。このシステムを標準として利用者に対しては、作成において、特に年齢層標識「18歳以上」に関して、そのコンテンツの適切性が成人だけにあると評価することが求められる。
 - 4. 利用者が作成した視聴覚コンテンツに対する年齢確認のための技術的な手段の提供。 その手段を使い利用者は作成において、年齢層標識「18歳以上」に沿い、そのコン

テンツが成人だけに適切であるとの評価を済ませる。

- 5. プロバイダーからは独立した助言の提供、支援・通報手段があることを示す、容易に 見つけることができる説明。
- 6. サービスコンテンツの利用を親権者が制御し、案内するための技術的な手段の提供。
- 7. 児童及び青少年の利用リスクを限定する、彼らの年齢を考慮したデフォルト設定。とりわけ、以下に関しては特別な同意を必要とすることのない設定。
 - a) 利用者のプロフィールが、検索サービスで見つけられない、及びログインしてい ない利用者に対して表示されない、
 - b) 位置情報、連絡先のデータ、他の利用者との通信が公開されない、
 - c) 他の利用者との通信が、利用者自身が事前に選択した範囲に制限されている、
 - d) 利用が匿名又は仮名で行われる。
- 8. 利用に関する規定の本質を児童に相応しい方法で表現している一般利用規約の使用。
- (3) 利用者数が国内で100万人未満であることが証明できるサービスの場合には、サービスプロバイダーは第1項の義務を免れる。
- (4) この規定は本拠地がドイツには置かれていないサービスプロバイダーにも適用される。それぞれ適用が可能な条文での2017年9月1日のネットワーク施行法(連邦官報 I、3352 頁) の規定が優先する。この法律第 10a 条第 1 号から第 3 号に掲げられた保護目標を確保するためのさらなる要請は影響を受けない。テレメディア法第 2a 条及び第 3 条、ならびに 2016 年 4 月 27 日の個人データの処理における自然人の保護、自由なデータ移動及び欧州共同体 95/46 (データ保護基本命令) 要綱の廃止に関する欧州議会及び理事会の命令規則(EU) 2016/679 (EU 官報 L 119 2016 年 5 月 4 日 1 頁; L 314 2016 年 11 月 22 日 72 頁; L 127 2018 年 5 月 23 日 2 頁) は影響を受けない。

第24b条事前配慮措置の検証

- (1) 連邦本部は、サービスプロバイダーが講じる事前配慮措置の実施、具体的な設計及び適切性を検証する。「インターネットにおける青少年メディア保護のための連邦政府と州政府の合同所管センター」("jugendschutz.net") は、サービスプロバイダーが講じた事前配慮措置に対する最初の評価を行う。"jugendschutz.net" は第 2 文に基づきその結果を連邦本部に報告する。連邦本部は、第 1 文に基づく検証においては、諸州青少年メディア保護中央監督機関の見解を考慮に入れる。
- (2) サービスプロバイダーは第 24a 条第 1 項の義務を、第 24a 条第 1 項に定められたその 領域に対する事前配慮措置を具体化するガイドラインを設けることにより、またそれ を実行することにより果たすことができる。ガイドラインは
 - 1. 当該サービスプロバイダーが加盟している自主規制機関との合意がなされていること。
 - 2. 第24a条第1項に掲げる適切性判断のために連邦本部に提出されていること、
 - 3. 連邦本部による適切性確認後に公開されていること。
- (3) 連邦本部は、サービスプロバイダーが第24a条第1項に定められた事前配慮措置を全

く講じていない、又はその措置が不十分であることを確認した場合には、サービスプロバイダーに対して見解を述べる機会を与え、必要な事前配慮措置に関する助言を行う。サービスプロバイダーがこの助言後も必要な事前配慮措置を講じない場合には、連邦本部は適切な期限を設けた上で、そのサービスプロバイダーに対して是正に向けた要請を行う。

- (4) サービスプロバイダーが、第3項第2文に基づく期限内に要請に従わない、又は不十分な対応しか行わない場合には、連邦本部は新たに適切な期限を設けて、第24a条第1項の規定に基づく必要な事前配慮措置を自ら命じることができる。命令に先立ち連邦本部は諸州青少年メディア保護中央監督機関に見解を述べる機会を与える。
- (5) 青少年メディア保護全州間協定の規定に基づき承認を受けた自主規制機関が、第24a 条第1項の規定に従い当該サービスプロバイダーの義務を免除した場合には、連邦本 部による検証の範囲は、自主規制機関による評価裁量余地逸脱の検証に限定される。

第24c条 自主規制のガイドライン

- (1) 第 24b 条第 2 項のガイドライン作成においては、児童及び青少年の視点と彼らの利害を相応しい方法で適切に考慮しなければならない。
- (2) 合意されたガイドラインは、その合意が連邦本部により適切であると判断された四半期終了後遅くとも1か月以内に、ドイツ語で連邦官報、サービスプロバイダーのホームページ、及び自主規制機関のホームページで公開しなければならない。ホームページで公開するガイドラインは、認識が容易で、直接アクセスすることができ、また常時自由に利用することができるものでなくてはならない。

第24d条 国内における受領代理人

第24a条第4項第1文も含め、第24a条第1項第1文に定められたサービスプロバイダーは、提供するサービスの中において、国内における受領代理人が指名されていることの注意喚起を、その人物を容易に認識することができる方法で、また直接連絡をとることができる方法を確保しなければならない。第24a条第4項の公示、又は第24b条第3項及び第4項の手続きにおける送達はこの受領代理人に対して行うことができる。これはまた、その手続きを開始する、又は準備する、公示又は書類を送達する際にも適用される。

20 第 25 条:変更

- ・【20a)】第1項、第2項:語句の置換(「連邦審査機関」を「審査機関」に)
- ・【20b)】第3項:語句の置換(「連邦青少年有害メディア審査機関」を「連邦児童・青 少年メディア保護本部」に)
- ・【20c)】第4項第2文:語句の置換(「連邦審査機関」を「審査機関」に)
- 21 第 26 条:語句の置換 (「連邦審査機関」を「審査機関」に)

22 第 27 条: 変更

- ・【22a)】 第 1 項第 1 号:語句の置換 (「キャリアメディアを」を「又は第 15 条第 1a 項に 抵触するためそこに挙げられているメディアを」に)
- ·【22b)】第27条第4項:変更
 - ·【22b) aa)】第1項の改訂

「第1項第1号、第2号、第3項第1号は、親権者又は親権者の同意を得て行動する者が、児童又は若者にメディアを提供し、譲渡し、アクセスを可能にする、若しくは供覧する場合には適用されない。」

・【22b) bb)】第2文:語句の置換(「提供、譲渡又はアクセスを可能にする」を「同意の付与、提供、譲渡、アクセスを可能にする、若しくは供覧する」に)

23 第 28 条:変更

- ・【23a)】第1項第4号:語句の置換(「映画プログラム又はゲームプログラム」を「ゲームプログラム」に)
- ・【23b)】第2項第4号:語句の置換(「映画プログラム又はゲームプログラム」を「ゲームプログラム」に)
- ·【23c)】第3項:変更
 - ・【23c) aa) 】 第1号:語句の置換(文末の「又は」をコンマに)
 - ·【23c) bb)】第2号:新設
 - 「2 第14a条第1項第2文に違反して、映画又はゲームプログラムを準備しておく」
 - ·【23c) cc)】第3号:従来の第2号を第3号に変更
 - ・【23c) dd)】新第3号:語句の置換(末尾のピリオドをコンマに)
 - ·【23c) ee)】第4号、第5号:新設
 - 「4 第 24b 条第 4 項第 1 文に定められた実施すべき指示に違反する行為を行う、 又は
 - 5 ドイツ国内における受領代理人の指名を定めた第 24 d 条第 1 文に違反して、 それがなされていない。」
- ·【23d)】第5項:改訂

「第3項第4号に対する違反に対しては最高500万ユーロの過料、及びその他の場合は最高5万ユーロの過料を科す。第3項第4号に関する違反に対しては、秩序違反に関する法律第30条第2項第3文を適用することができる。」

- ·【23e)】第6項、第7項:新設
 - 「(6) 第3項第2、4、5号の場合には、その秩序違反行為がこの法律の適用領域内で 行われたものでない場合においてもまた処罰することができる。
 - (7) 第3項第2、4、5号の場合には、秩序違反に関する法律第36条第1項第1号 の管理官庁は連邦児童・青少年メディア保護本部である。」

24 第 29a 条: 改訂

第29a条 その他の移行規則

「2021年5月1日にその職にある連邦青少年有害メディア審査機関陪席員及びその代理人は、連邦審査機関におけるそれまでの構成員状況に関わりなく、さらに最大2回陪席員又は代理人として任命されることができる。」

25 第 29b 条:新設

「第29b条 報告と評価

この法律は、第10a条に定められた保護目標の達成状況を検証するために、施行から3年後に評価を受ける。連邦政府は評価結果をドイツ連邦議会に報告する。その後は2年ごとに、第10a条の保護目標達成の進展状況について諮問委員会に報告がなされる。報告書は4年ごとに連邦政府がドイツ連邦議会に提出しなければならない。

第2条 施行

この法律は2021年5月1日に施行される。

(署名)

大統領 シュタインマイアー

首相 Dr. アンゲラ・メルケル

連邦家族・高齢者・女性・青少年省大臣 フランツィスカ・ギファイ

¹ 資料は連邦家族・高齢者・女性・青少年省 (BMFSFJ)、連邦児童・青少年メディア保護本部 (BzKJ) ホームページを参照した。https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/aktuelles/alle-meldungen/reform-des-jugendschutzgesetzes-tritt-in-kraft-161184 ("Zahlen und Fakten" 欄、最新確認は 2021 年 9 月 14 日。)

² 注 1 の通り、本稿執筆においては BMFSFJ、BzKJ のホームページを参考にしたが、ホームページは随時更新されている。(閲覧は主に 2021 年 5-6 月に行った。)

³ また、1973年11月の刑法改正により、第6条2項が削除され、それに伴い裸体図画を含む文書は「明白に著しく青少年に有害」なメディアの範疇から外れた。他方で、1974年3月2日以降、第6条により、暴力を賛美する文書は児童及び青少年にとって「著しく」有害なメディアに含められた。

⁴ これは「ビデオブーム」に対する対応で、すでに映画に関して設けられていた年齢標識に関する規則をビデオにおいても義務付けることを目的としていた。

⁵ この法律においては、14歳未満の者を児童、14歳以上18歳未満の者を青少年と定義している。

^{6 「}申請」とは異なり、「提起」に対しては BPjM は職権で、即ち、機関独自の判断で審査を開始するか 否かを決定することができる。

⁷ 条文は以下を参照。https://fsf.de/downloads-gesetze/jmstv/ (最終確認は 2021 年 9 月 20 日。)

⁸ 連邦審査機関が行う審査の対象は、例えば、図書、CD/DVD、ゲームソフトなど、各種メディアに対して及ぶが、例えば、テレビ、ラジオ放送番組は除かれる。

- 9 「第一次」改正では、映像キャリア(Bildträger)に対する年齢標識に関する規定の整備に主眼があり、第12、13、15、18、28条の変更、第29a条の追加が行われた。"Erstes Gesetz zur Änderung des Jugendschutzgesetzes vom 24. Juni 2008" (BGBI. 2008 I S. 1075) を参照。
- 10 この改正に先立ち、「タバコ製品法の修正に関する第二法律」(2020年10月23日)第2条において、タバコ製品に関連する、青少年保護法第11条の変更が行われている。(BGBI. I S. 2290、BGBI. I S. 2230を参照。)
- 11 この法律での「メディア」とは、キャリアメディア(Trägermedien / 携帯メディア)とテレメディア(Telemedien)である。(第 1 条第 1a、2 項) キャリアメディアは有体物上に記録されたあらゆる種類のメディアを指す。具体的には、書籍、雑誌、CD、DVD、USB スティック、またスロットマシン等のオフラインメディアではゲーム機に組み込まれているものも含める。また、テレメディアという用語は、ドイツ全州間で結ばれた「青少年メディア保護全州間協定」で最初に使用された。ドイツの「テレメディア法」(Telemediengesetz:TMG / 一般に「インターネット法」)で規制されているテレメディアには、インターネット上に公開されているほぼすべての情報が含まれる。Web ショップ、検索エンジン、Web メールサービス、天気・交通等の情報サービス、チャットルーム等である。またプライベートウェブサイト、ブログもテレメディアと見なされる。ドイツにおいては、公法に基づき運営されている放送局の番組に関しては、別途規定がある。
- 12 この成立過程に関しては、例えば、ドイツ連邦議会ホームページ https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2021/kw09-de-jugendschutzgesetz-825814 (2021 年 7 月 12 日 閲覧)、BzKJ ホームページ https://www.bzkj.de/を参照。また、児童・青少年保護を目的としたドイツのインターネット関連法に関しては、以下を参照。神足祐太郎「ドイツの SNS 法」国立国会図書館『調査と情報 ISSUE BRIEF』、No. 1019 (2018.10.18)、 https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11169747_po_IB1019.pdf?contentNo=1 (2021 年 7 月 10 日確認) /内閣府(鈴木秀美)「ドイツ・オーストラリアにおける青少年のインターネット環境整備状況等調査」https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/tyousa/h30/seibi jyoukyou/index.html (2021 年 7 月 10 日確認)
- 13 https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/service/gesetze/zweites-gesetz-zur-aenderung-des-jugendschutzgesetzes-147956 を参照した。(2021 年 7 月 12 日確認)
- 14 "Persönliche Integrität: Als wichtiger Bestandteil der persönlichen Entwicklung" を参照。https://dailymentor. de/persoenliche-integritaet-defintion/ (2021 年 7 月 12 日確認)
- 15 執筆者の照会に対する連邦本部の回答。
- 16 連邦本部は本部長(Sebastian Gutknecht)、副部長(Thomas Salzmann)の下に、広報・基本理念・戦略 担当課、総務担当課、審査・メディア保護法務担当課、メディア保護振興・予防・コミュニケーショ ン担当課、法務執行担当課の5課と、データ保護担当職員部門、IT 安全担当職員部門、審査決定専門 委員会が設けられている。https://www.bzkj.de/bzkj/ueberuns/organigramm参照。
- 17 2021 年 7 月上旬の時点では、連邦本部はドイツ連邦青年協会(der Deutsche Bundesjugendring: DBJR) と協力して人選を進めている段階にある。(執筆者の照会に対する連邦本部の回答。)
- 18 条文に関しては、以下を参照した。(Bundesanzeiger Verlag)
 https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav?startbk=Bundesanzeiger_BGBl&jumpTo=bgbl121s0742.pdf#__
 bgbl__%2F%2F*%5B%40attr_id%3D%27bgbl121s0742.pdf%27%5D__1625723250658(2021 年 7 月 12 日 確認)
- *上記は科研費(基盤研究(C):課題番号 21K12379 「コロナ禍前後におけるドイツの難民・移民に対する意識と政策の変化に関する研究」)による支援を受けた研究の一部である。